

新幹線地本申9号

「東京新幹線運輸区発足に関する申し入れ」団体交渉実施！

新幹線地本は3月18日、表題について新幹線統括本部と団体交渉を行いました。主な議論は以下の通りです。（※項目数が多いため、特徴的な部分のみ掲載します。詳細は地本業務部まで！）

その3

【その他】

29. 異常時や折り返し僅少の際の待機場所として、ホーム下休憩室を利用できるようにすること。

回答: 東京駅の乗務間合い等に使用する折り返し待機場所は、東京新幹線運輸区とする。なお、列車遅延等で次列車の乗務に間に合わない時は、列車警乗警備員の待機所(現行の北部詰所)にて運行情報を知得することが可能である。

会社 北部休憩室は車内警乗警備員の待機場所となっている。異常時等の時間的な制約で東京新幹線運輸区に行けない場合に、ここで情報知得をしていただきたいということである。情報知得に関する什器については、従来の北部詰所に設置していたものをそのまま踏襲している。鉄電、運行モニター等になる。

組合 中部、北部、南部、新南部と全てに警備員が滞在することになっているのか。

会社 車内警乗警備員は旧北部詰所のみ。他の詰所は鎖錠しており、新幹線に関わる部門の入居等を検討している段階である。

組合 現実的にも、ホーム下を開放してほしいという意見が根強く残っている。いつも使うわけではなく、異常時の他にも朝晩だとか、運転士は折り返し時間があまりないダイヤもあるので、開放するとはできないものか。

会社 既に調整に入っている段階なので、異常時だけだとか、一時的にということも含めて開放することは考えていない。東京新幹線運輸区を利用するよう折り返し時間も設定しているので、あくまで東京新幹線運輸区を利用していただきたい。

組合 現実的に、東京新幹線運輸区の滞在時間が数分レベルのダイヤがある。これでは行く意味がわからないし現実的ではない。そういった場面の待機場所も準備するという会社の姿勢を見せてほしい。

会社 現状では折り返し時間等の基準は満たしている。

組合 話を聞いていて、東京新幹線運輸区を作るから乗務員はそっちに行ってもらい、ホーム下はグループ会社等に使ってもらおう。そういうことが前提のように感じる。

会社 そういうわけではない。

組合 いや、実態に合わせて作られていないという事を申し上げている。実際に待機場所がないといった声が多く寄せられているにも関わらず、違った方向性にしているではないか。前項で輸送サービススタッフとしてふさわしい環境が…とか言っていたが、そういうところは柔軟にというわりに、こういった利便性については無視するような対応というのは理解できない。考えがまったくマッチしない。

組合 徒歩時間についての周知がされなかったのだが、統括本部としての指導なのか。車掌は折り返し時間がからドア扱い時間を差し引いた時間が徒歩時間ということでもいいかと職場で問うと、徒歩時間はありませんと言われている。どの職場でも同じような話がでている。

会社 折り返し時分という形で示している。

組合 以前からこのような扱いだっただか。変わったのではないか。

会社 以前というのは…。いつ頃のことかはわからないが、統括本部としては変えていない。折り返し時間という点でお示している。

現実的・効率的に考えてホーム下休憩室は必要だ！引き続き強く求めていきます！！

対立